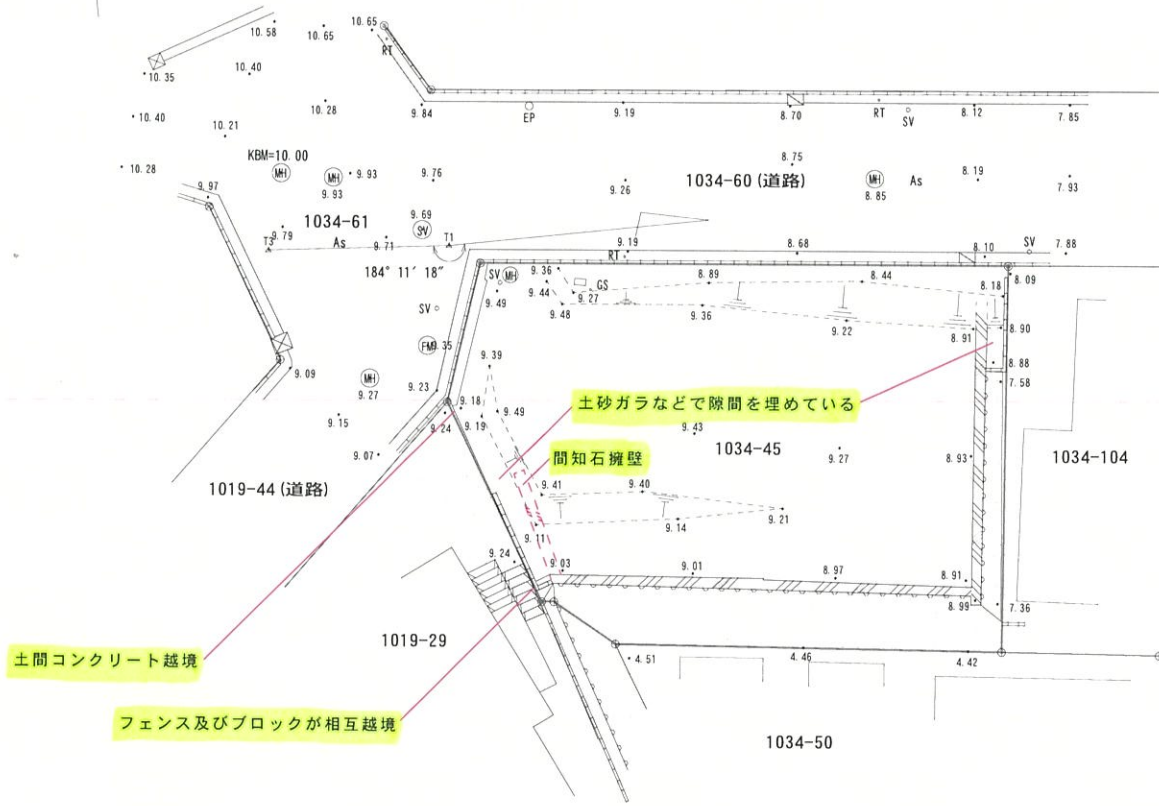


凡例

タタキ	キ	co
コンクリート(直)		
コンクリート(傾)		
石積		
板塀		
ブロック		
垣・柵		
生垣		
鉄・石柵		
階段		
門		
鳥居		
電柱電力	○	EP
電柱電話	○	TP
街灯	○	ST
道路標識等	○	RT
信号機	○	○○○
汚水樹	○	SM
雨水樹	○	RM
N T T 樹	○	TM
ガス樹	○	GM
仕切井	○	WV
合流樹	○	MH
止水栓	○	SV
荒地		
畑		
植込み		
U字溝		U0.24
L型側溝		L0.50
軒先		

弊社太陽観測による方位



凡例

○	コンクリート杭
○	金属プレート杭
○	プラスチック杭
○	金属物属杭
○	金物属杭
○	金物影石杭
○	刻印、ペイン
○	木杭
○	多角
○	上角
○	点

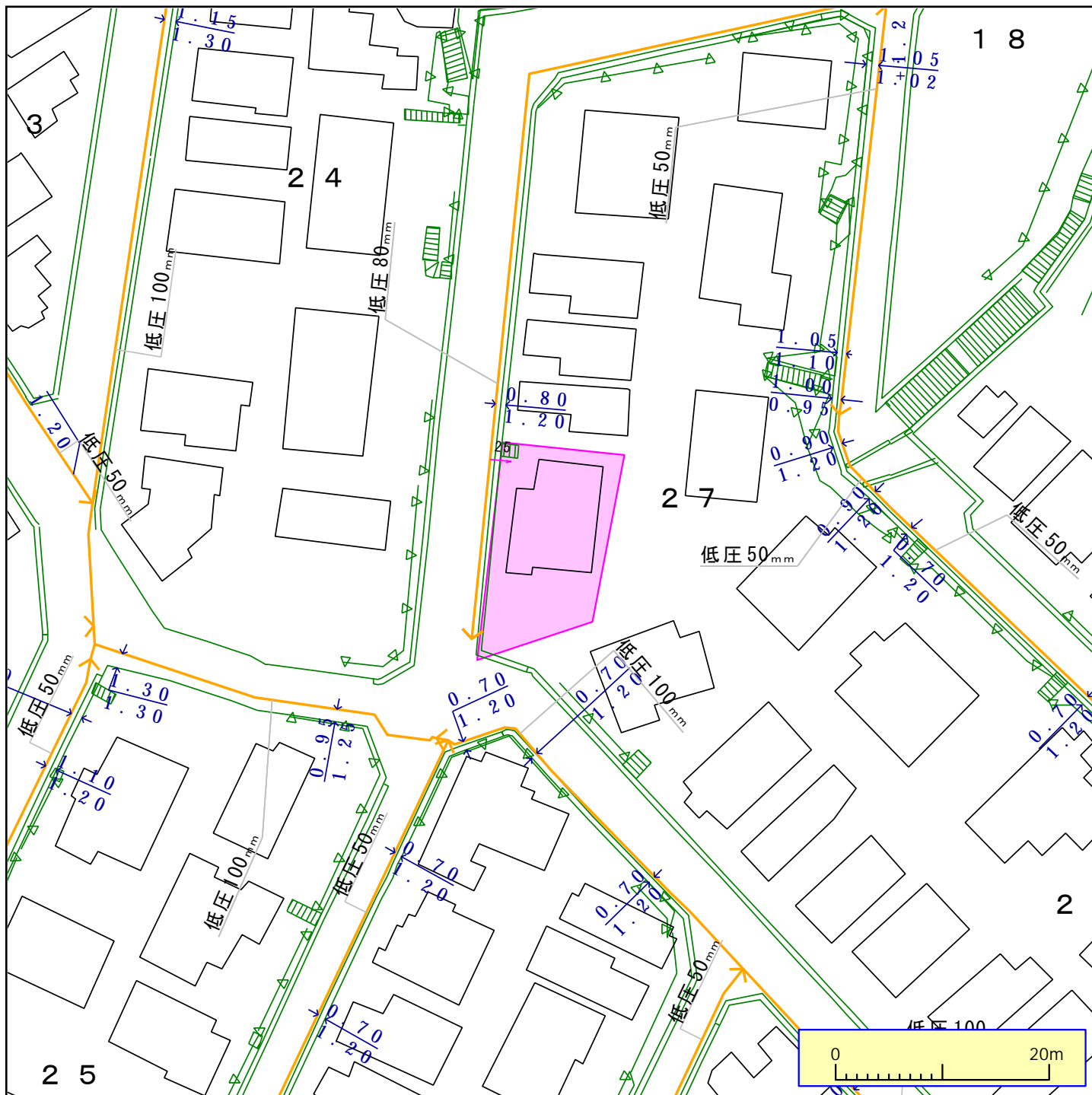
図面名称	現況図
所在	横浜市南区永田北二丁目1034番45
制作年月日	令和3年3月15日
印刷	1/200
横浜市西区花咲町四丁目128番地12 土地家屋調査士 徳ヶ崎 初芳	

## 重要事項説明書付記

1. 「法令に基づく制限」については重要事項説明時点における内容であり将来、都市計画法・建築基準法・その他の関係法規の改正ならびに、近隣住民との状況により、本物件の利用等に関する制限が付加または緩和され、将来、建築の際、同規模の建物が建築できない場合があります。
2. 買主は、本件における住環境及び近隣関係（昼夜間の騒音等の状況、隣接地の建築物との距離、電柱・電線・支線や道路標識の位置等・給排水設備や汚水・雨水・側溝など）を十分に理解したうえ、売買契約を締結するものとします。尚、売買契約締結日以降に近隣の第三者が建築基準法（都市計画の変更を含む）、その他の法令の許認可を得て建築物の建築を行う場合があります。その際、本物件の日照・通風・住環境等に変化が生じる場合があることを予め承諾するものとします。
3. 次の各号については、近隣住民の方々と互いに理解・了承するものとし、紛争が生じた場合、当事者間で解決に努めるものとなります。
  - ① 近隣住民の駐車場出入庫の際や冷暖房室外機・給湯機等の諸施設に伴う機械音・並びに生活音・振動・臭気等。
  - ② 隣地境界付近の樹木の越境、ならびにこれらに伴う落葉・土埃等。
  - ③ ゴミ集積所が、前面道路対面にあります。利用者は共同で維持管理を行います。また、自治会および横浜市環境事業局から指示・相談等は関係者で行うものとなります。
  - ④ 本件間知石積擁壁の一部において、隙間を補修しております。既存住宅の跡及びコケ・雑草等が存在しています。
  - ⑤ A区画の敷地内南側と隣地（1019-29）の高低差があつた隙間をブロックと土砂・ガラで埋めて宅盤を揃えています。（既存のまま）
  - ⑥ A区画の敷地内に隣地（1019-29）の車庫土間及びフェンスが存在しています。
  - ⑦ B区画の敷地北側にブロック壁（高さ約1.4M）が設置されています。
  - ⑧ 前面道路に駐車禁止の標識があります。
4. 永田町第5町内会に加入をお願いしています。ただし、加入の際は会費などが生じますので、自己の責任で参加・不参加を判断してください。

町内会費 月額 円
5. A区画は、既存の給水管を利用しているため、使用時に赤さびなどが発生する場合があります。行政等より、埋設管交換などの指導を受ける場合があります。
6. B区画は、新たに給排水管及びガス管等を宅内へ引込むことが必要となります。その際の費用は買主の負担となります。
7. 本件に建物を建築する際、建設業者及び住宅メーカーなどの地盤・地耐力調査において、地盤補強工事などを求められた場合、その費用は買主負担となります。建物の規模・重量・構造などにより地盤補強の方法及び施工費用が異なります。

8. 本件は、既存住宅（居宅）を解体撤去して、整地を行っておりますが、完全に石・ガラなどが取りきれれておりません。本契約は、現況有姿での引渡しとなります。
9. 融資特約の利用特約について、次の条項に該当するときは解除条項の適用外となります。
  - ①過去に金融機関等において返済不履行があった事実を告知しない場合。
  - ②告知していない借入（オートローン・カードローンなど）がある場合。
  - ③本契約締結後の勤務先変更・退職などによる融資承認取得が不可能な場合。
  - ④故意な提出書類の不備および遅延などによる融資承認取得が不可能な場合。
10. 本物件の所有権移転登記、並びに買主のローン借入にかかる抵当権設定登記等に関し、必要な費用等については買主の負担となります。但し、司法書士は売主の指定となります。  
司法書士：アット．法務オフィス 電話番号 045-640-0407 FAX045-640-0408
11. 本物件の販売価格は将来にわたり保証するものではありません。また、他分譲物件価格は、不動産市場等により変更する場合があります。
12. 本契約に関わる内金及び残代金・清算金等は金融機関振込書の控えをもって領収書の発行に代えるものとします。
13. 売買契約書は原本1通のみの作成とし、買主が原本を、売主がその写しを保有します。  
契約書原本に貼付する印紙代は買主の負担とします。（以下余白）



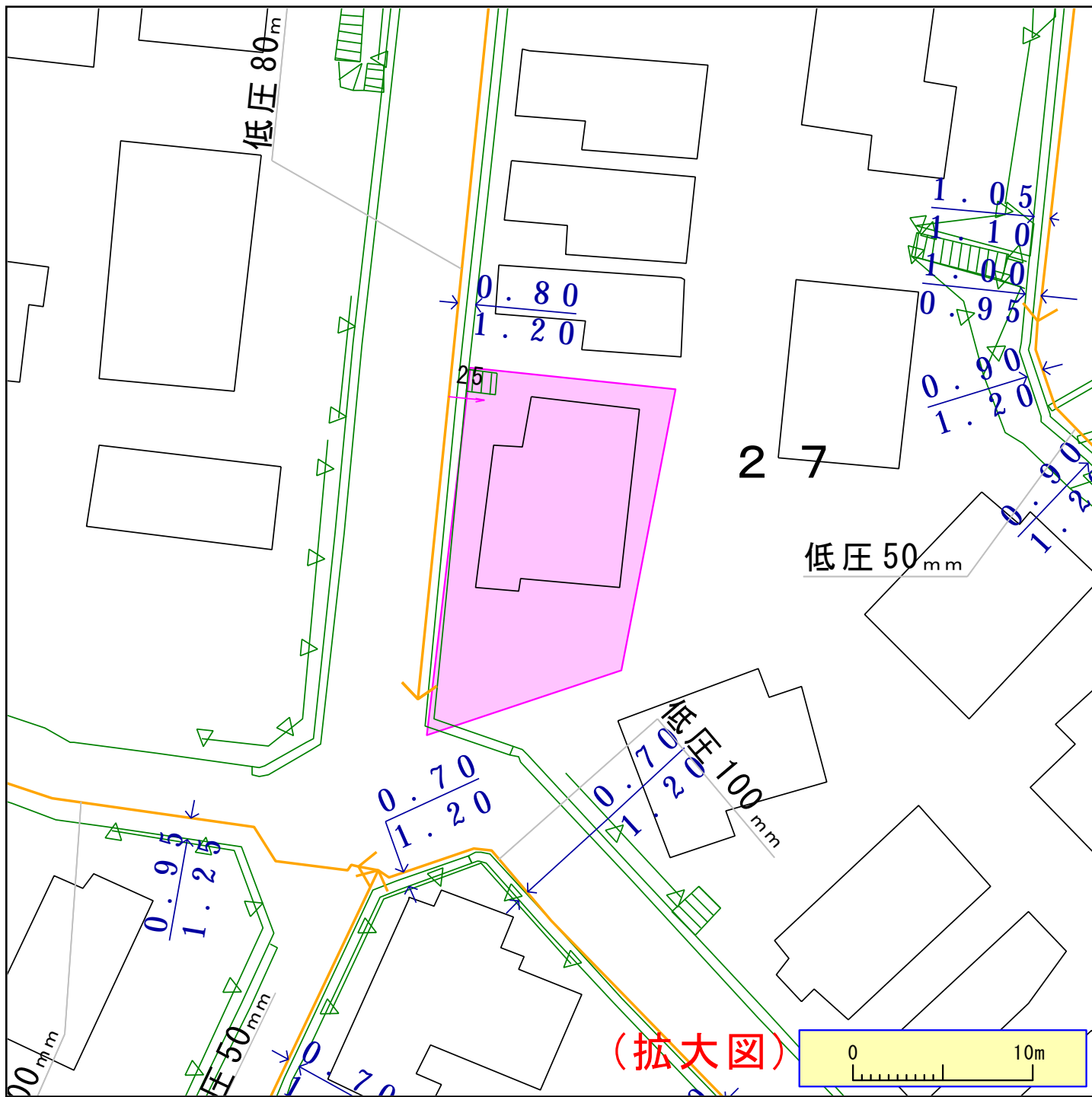
ガス管圧力の種類と凡例、用途 (高圧、中圧は一般用途にはご利用になれませんのでご注意ください)  
(1) 高圧：表示なし、輸送用のみ (2) 中圧：輸送用と主に産業用途 (3) 低圧・中間圧：家庭用等の一般用途

下記の文章について、必ずご一読ください。  
弊社がガス本管理設状況確認サービス(以下「本サービス」とします)でご提供する情報は、地形、道路形態、家形、高圧を除くガス本管の有無・工事予定ルート、埋設位置、口径です。なおご参考に、取出し管の分岐位置を表示しておりますが、個人情報保護のため宅地内の引込状況及びガスのご使用状況は表示しておりません。弊社は、ご提供する情報が正確かつ最新であるよう努力しておりますが、それらについてはいかなる保障も致しません。また、本サービスご利用により生じたいかなる損害についても責任を負いかねますのでご了承ください。なお、実際の工事、ガス供給にあたっては、供給方式の検討・本支管工事の有無の確認が必要となります。予定ルートの施工状況確認も合わせて、原則6ヶ月以上前に各担当窓口にご相談くださるようお願いいたします。  
本サービスで使用されている地図及び導管情報は、著作権法により保護されており、東京ガス(株)が著作権を所有しています。営利目的のご利用を禁止いたします。また、権利侵害となりますので、許可無く複製、改変、送信等を禁止いたします。

東京ガス株式会社

(お問合せ先)  
担当部署：営業第二事業部 住設営業支援グループ  
営業担当者：東京ガス 住宅・業務用空調相談C

TEL：03-5322-8737 E-mail：sumateic@tokyogas-com.co.jp



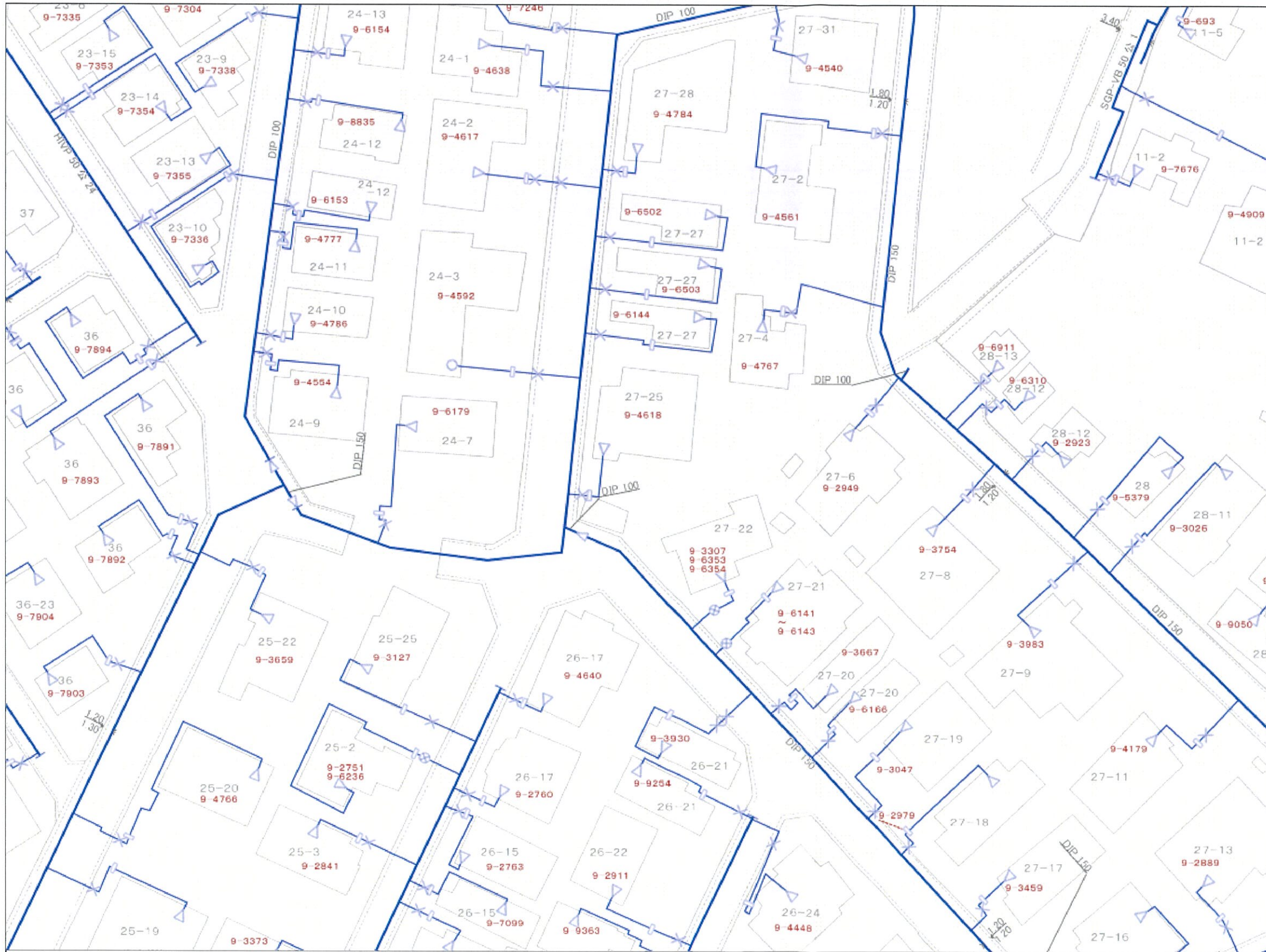
ガス管圧力の種類と凡例、用途 (高圧、中圧は一般用途にはご利用になれませんのでご注意ください)  
(1) 高圧: 表示なし、輸送用のみ (2) 中圧: 輸送用と主に産業用途 (3) 低圧・中間圧: 家庭用等の一般用途

下記の文章について、必ずご一読ください。  
弊社がガス本管理設状況確認サービス(以下「本サービス」とします)でご提供する情報は、地形、道路形態、家形、高圧を除くガス本管の有無・工事予定ルート、埋設位置、口径です。なおご参考に、取出し管の分岐位置を表示しておりますが、個人情報保護のため宅地内の引込状況及びガスのご使用状況は表示しておりません。弊社は、ご提供する情報が正確かつ最新であるよう努力しておりますが、それらについてはいかなる保障も致しません。また、本サービスご利用により生じたいかなる損害についても責任を負いかねますのでご了承ください。なお、実際の工事、ガス供給にあたっては、供給方式の検討・本支管工事の有無の確認が必要となります。予定ルートの施工状況確認も合わせて、原則6ヶ月以上前に各担当窓口にご相談くださるようお願いいたします。  
本サービスで使用されている地図及び導管情報は、著作権法により保護されており、東京ガス(株)が著作権を所有しています。営利目的のご利用を禁止いたします。また、権利侵害となりますので、許可無く複製、改変、送信等を禁止いたします。

東京ガス株式会社





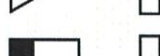







(お問合せ先)  
担当部署：営業第二事業部 住設営業支援グループ  
営業担当者：東京ガス 住宅・業務用空調相談C

TEL：03-5322-8737 E-mail：sumateic@tokyogas-com.co.jp



## 凡例

### 給水装置

- 受水槽式 
- 直結式 
- 直結式 (3階) 
- 直結式 (4階) 
- 直結式 (5階) 
- 直結増圧給水 
- 2直3増圧 
- 3直4増圧 
- 直結増圧給水猶予 
- 高置水槽直結直圧式 
- 高置水槽直結増圧式 
- 高置水槽直結増圧【猶予】式 

(管種)   メータ   止水栓  
 DIP                      150  
                             (口径 mm)

---

DIP                      150  
 (管種)                  (口径 mm)

- ・口径350mm以上の管路はグレー表示
- ・弁栓類(消火栓、制水弁、空気弁等)は表示していません。

### 水道配管平面図を利用する上での注意事項

この平面図はできる限り最新の管路情報を提供できるように努めておりますが、水道工事完成から最新データがシステム入力されるまでに時間を要することから現地の状況と整合しない場合があります。最新の情報が必要な場合や設計・工事見積り等の協議を要する場合は、現地担当事務所で調査をお願いします。なお、個人情報を含む管路情報の提供には、本人確認及び委任状等が必要です。

口径 350mm以上の管情報については、敷設位置についてはグレーで表示しておりますが、管種・口径については本図面では表示しておりません。工事計画等を立てられる場合は、必要に応じて現地担当事務所で調査し、毀損事故等の対策を実施してください。

この図面の作成に当たっては、横浜市道路局のデータベースを使用しました。(C)横浜市道路局 許可なく複製複製を禁ず。この用紙は再生紙を使用しています。

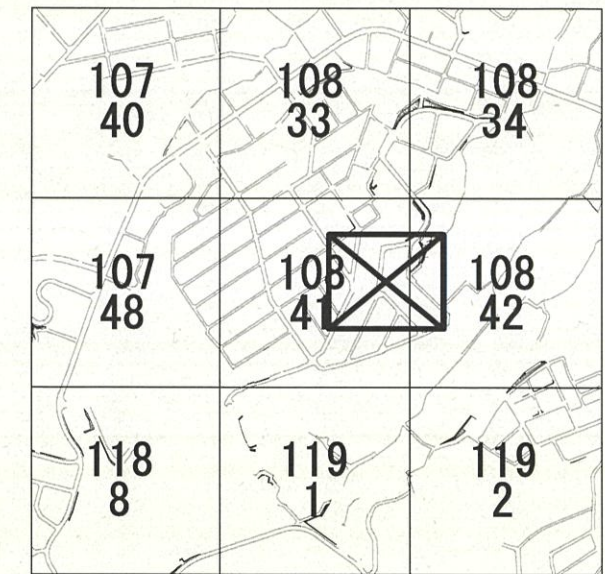
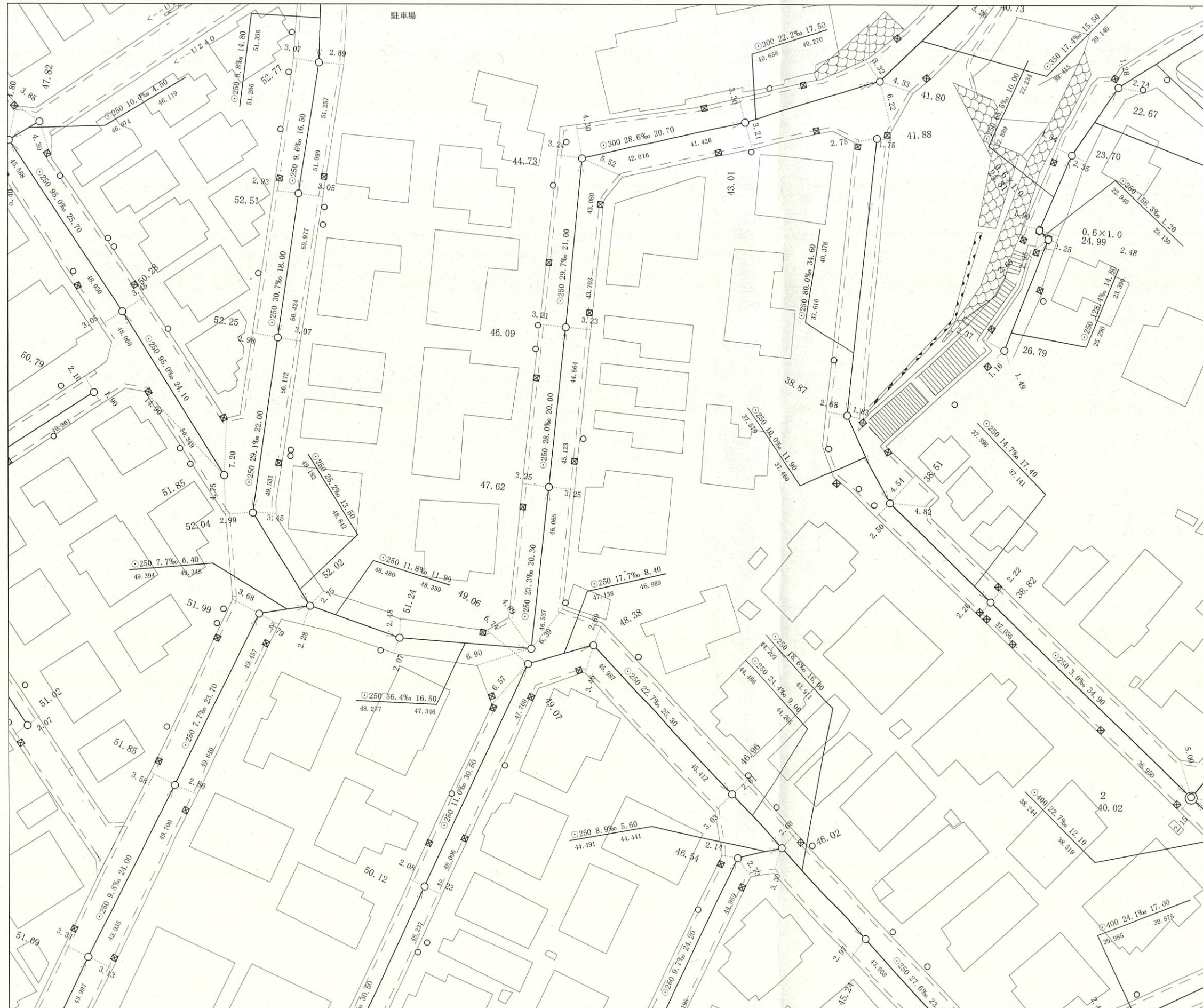
**横浜市水道局**

縮尺：1/500  
 図面番号：7-12：1-6

出図年月日：2020年12月18日  
 出図時刻：13時30分22秒  
 ID：03702289

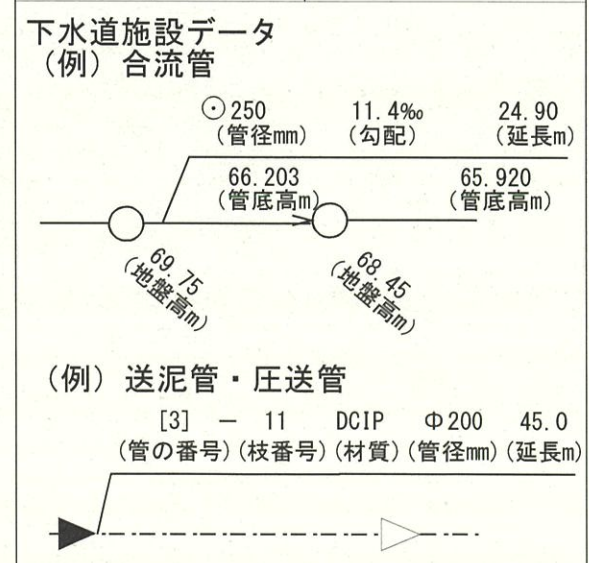
# 横浜市公共下水道台帳施設平面図 (A3・横)

縮尺1:500 (印刷時の許容誤差により正しい縮尺で印刷されない場合があります)



## 凡例

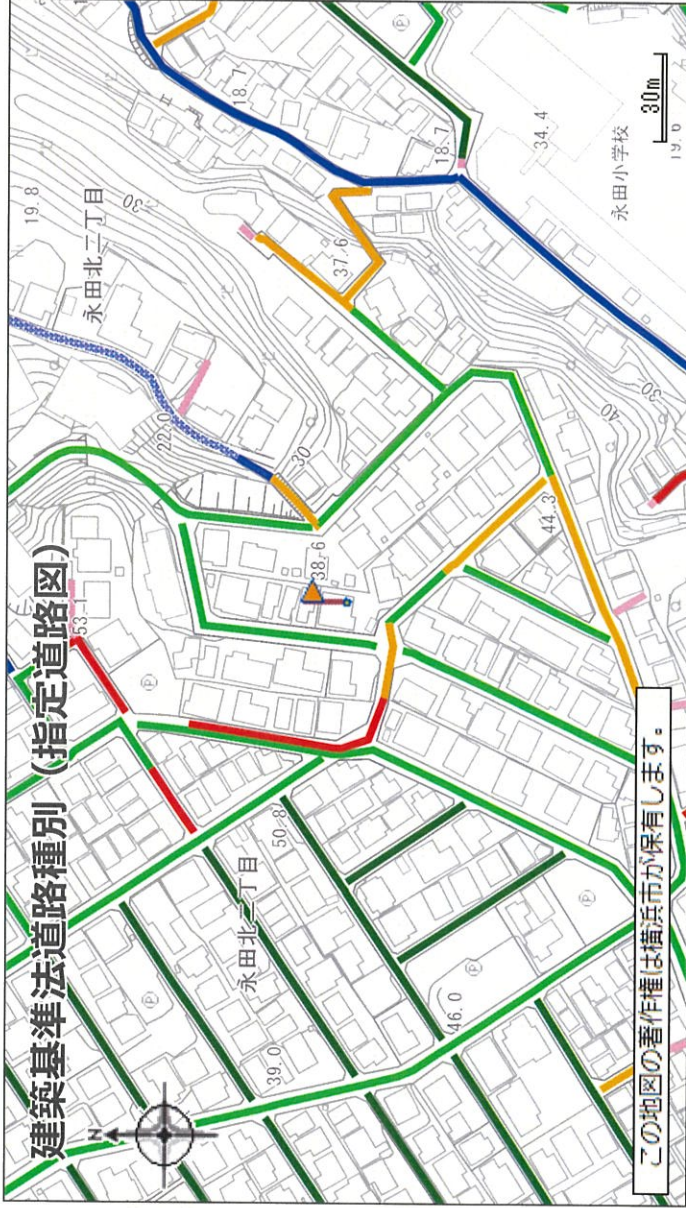
	合流管及びマンホール
	分流污水管及びマンホール
	分流雨水管及びマンホール
	接続樹
	街渠雨水樹
	宅地浸透樹
	街渠浸透樹
	送泥管・圧送管
	送泥管・圧送管 (2条以上)
	弁類
	仮想マンホール
	(私有排水設備等)



横浜市水道局 道路・地形データより作成

公共下水道台帳平面図は、できる限り最新で正確な下水道情報の提供に努めておりますが、地形図の更新頻度や、地形図と下水道施設情報を重ね合わせる際に生ずる誤差などにより、現地の状況とは整合しない場合があります。従って、本図面を設計・工事等に利用される場合は、担当部署との協議や、下水道管の状況を現地で確認されるようお願いします。  
幹線の座標値は、世界測地系で表示しています。

出図年月日：2020年12月18日  
出図時刻：13時39分  
横浜市環境創造局



この地図の著作権は横浜市が保有します。

(凡例)	<p>法第42条第1項第1号道路 (道路幅員4m以上)</p> <p>法第42条第1項第2号道路 (道路幅員4m以上)</p> <p>法第42条第1項第3号道路 (道路幅員4m以上)</p> <p>法第42条第1項第4号道路 (道路幅員4m以上)</p> <p>法第42条第1項第5号道路 (道路幅員4m以上)</p> <p>法第42条第1項道路</p> <p>法第42条第2項道路</p> <p>法第43条第2項の認定・許可を要する道路状空地</p> <p>法第42条 (道路) に該当しない (否道路)</p> <p>(白色交差斜線) 狭あい道路整備促進道路線</p>	<p>区域区分</p> <p>市街化区域</p> <p>用途地域</p> <p>第1種低層住居専用地域 建蔽率：50% 容積率：100%</p> <p>敷地面積最低限度</p> <p>100平方メートル</p> <p>建築物の高さの限度</p> <p>10m</p> <p>高度地区</p> <p>高度地区 (最高限)：第1種高度地区</p> <p>緑化地域</p> <p>緑化地域</p> <p>防火・準防火地域</p> <p>準防火地域</p> <p>建築基準法第22条区域 (防火地域及び準防火地域を除く)</p> <p>建築基準法第22条による区域</p> <p>日影規制</p> <p>軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間</p> <p>宅地完成工事規制区域</p> <p>宅地完成工事規制区域</p> <p>景観計画</p> <p>景観計画 (全市域)</p> <p>図面番号</p> <p>114</p> <p>図面番号 (旧)</p> <p>108</p>
<p><b>旗の位置に関するものは右の通りです。</b> <b>お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。</b></p> <p>上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。 (注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。</p>	<p>横浜市建築局</p> <p>2020/11/27 16:2:49</p>	

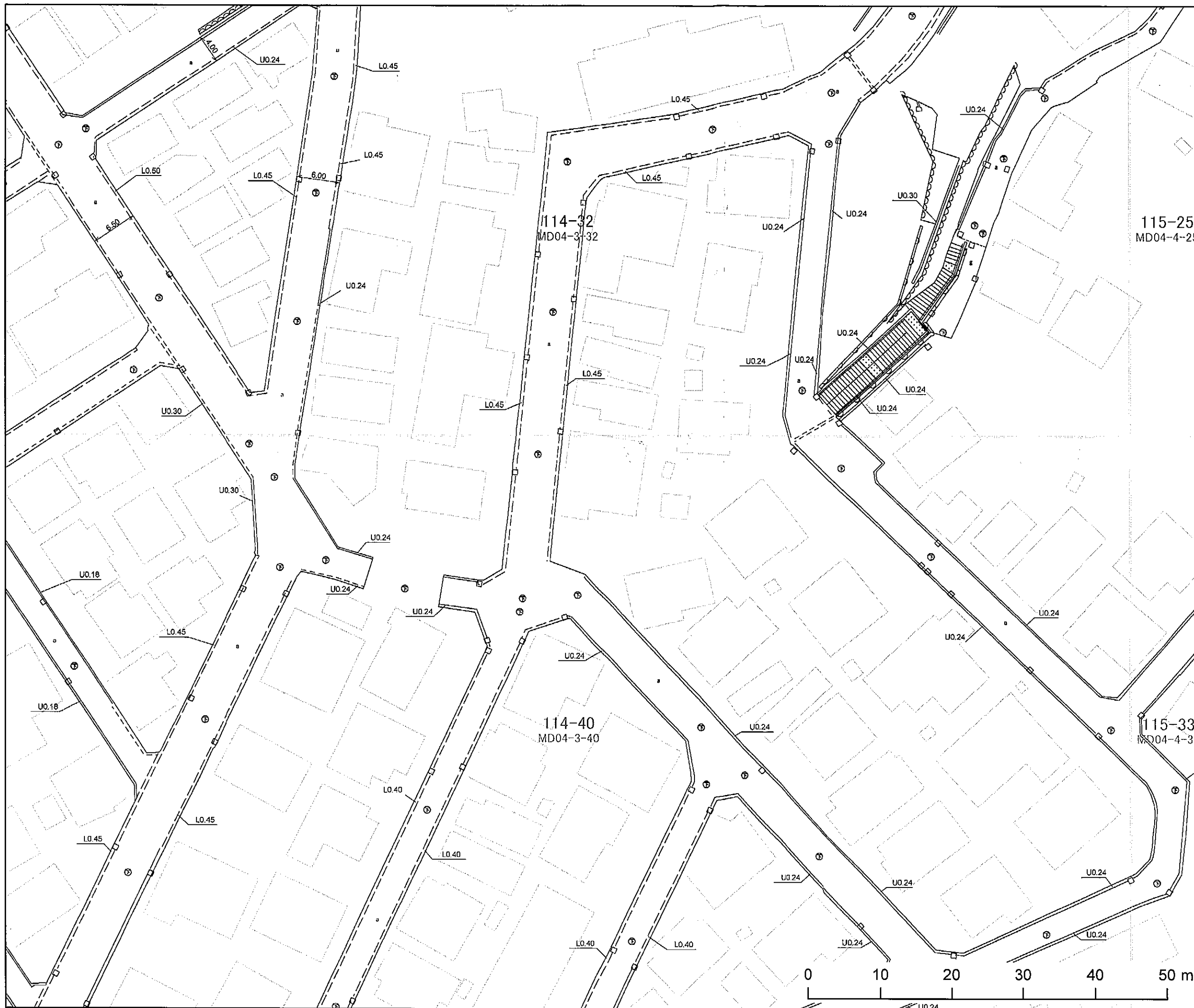


# 道路台帳平面図



図面表示状況  
メッシュは、日本測地系2011です

凡例	
	道路線
	側溝
舗装種別	
a	アスファルト
g	砂利
Co	コンクリート
Cp	平板
	台帳幅員寸法
	側溝種類・幅
	雨水樹
14-10 図郭番号	



道路台帳平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。参考的におよその現況の道路幅を知りたい場合は、三角スケールで測ることにより、現況の幅員を知ることができます。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合があります。

この図面に記載されている市、区及び町境線、筆界および地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

背景図（建物等）は、道路台帳平面図の閲覧の参考として表示しているものであり、実際のものとは、形状および大きさ等が相違する場合があります。

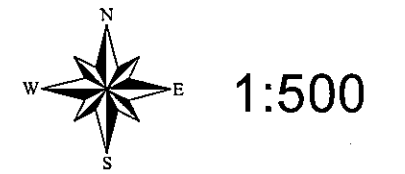
## 横浜市道路局

印刷日：2020年12月18日

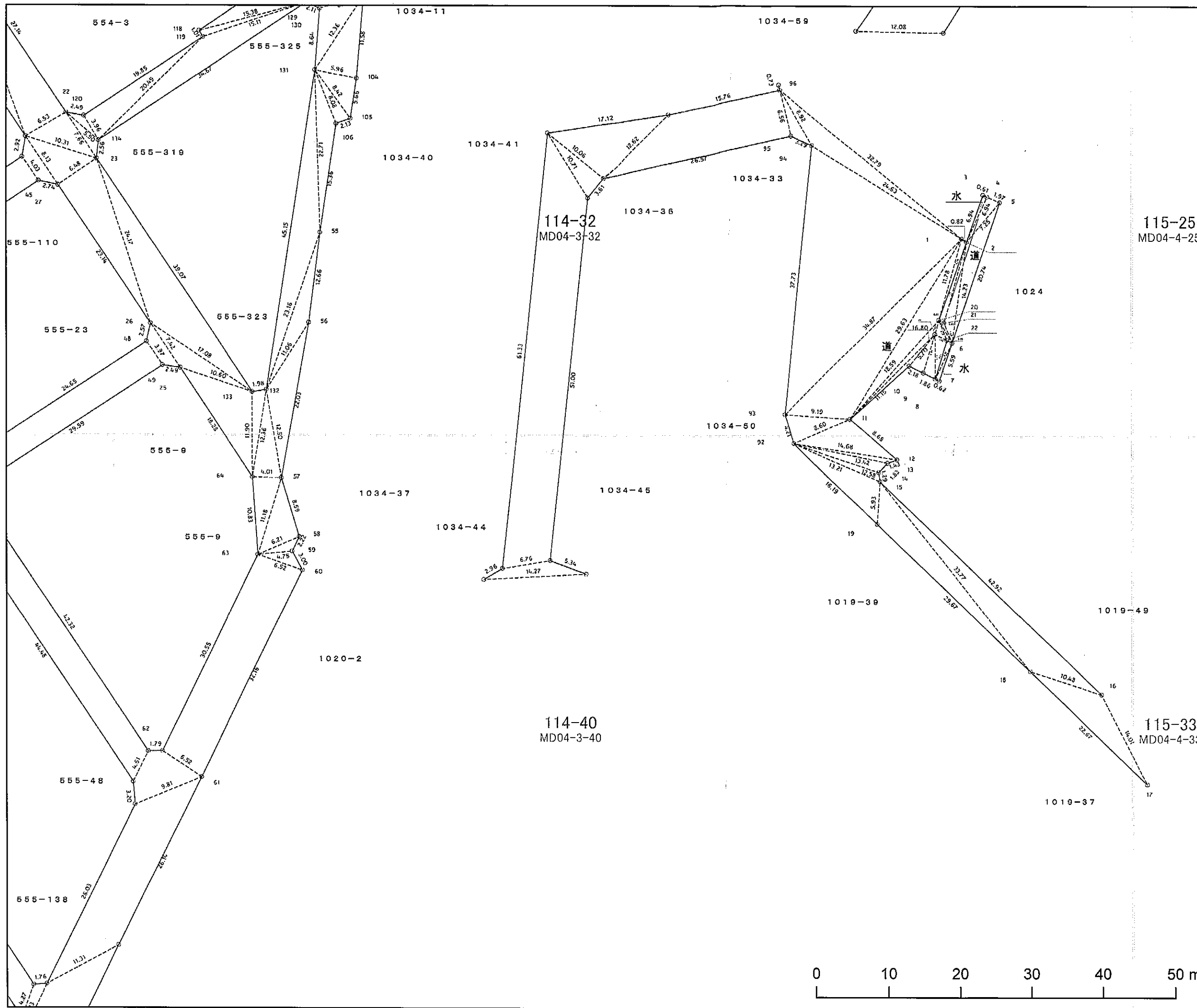
この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。



# 道路台帳区域線図



図面表示状況  
メッシュは、日本測地系2011です



道路台帳区域線図は、道路(または水路を含む場合もある)の区域を表した図面で、その区域と隣接する土地との境界点及び、境界点間の距離を記載しています。

区域線はすべての道路について記載されているわけではありませんので、区域線が記載されていない箇所については、土木事務所等道水路等境界調査図の有無の確認をお願いします。

なお、市境の道路の境界調査図については、道路調査課調査係で確認してください。

この図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界および地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

## 横浜市道路局

印刷日：2020年12月18日

この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。

